

埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下「公社」という。)は、ベトナム市場に参入しようとする埼玉県企業、及びベトナム市場を活用して輸出促進等を進めようとする埼玉県企業を支援するため、ベトナムにおいて開催される商談会に出展する中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) ベトナム商談会とは、NC Network Group / Factory Network Asia Group 主催の「FBC ハノイ 2020 ものづくり商談会」をいう。

(補助対象者)

第3条 ベトナム商談会に出展しようとする埼玉県内に事業所を有する中小企業者。

出展主体が海外子会社等である場合には、本補助金の申請主体はその日本国内事務所とし、当該海外子会社について、会社案内等により日本国内事務所との関係性を明示できることを条件とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとし、支出の証憑として原則、銀行振込受領書の提出を要する。

また、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除く。

- (1) 国や国の関係機関の他の補助制度の交付対象となる経費
- (2) 消費税

(補助率及び補助上限額等)

第5条 補助額は、補助対象経費の総額の10分の10以内、上限250,000円とし、予算の範囲内で財団法人埼玉県産業振興公社理事長(以下「理事長」という。)が定める額とする。

2 前項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助金の交付候補の指定)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金の交付候補としての指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定を受けようとする申請者は、様式第1号による補助金交付候補指定申請書及び別に定める必要書類を公社に提出しなければならない。
- 3 補助金交付候補指定申請書の提出期限は、理事長が別に定める。
- 4 申請者は、申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 5 公社は、申請内容を審査の上、交付候補指定の審査結果について交付候補指定結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 補助金の交付候補の指定を受けた中小企業者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める届により、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとする場合、または事業に要する経費の合計額を変更しようとする場合

事業変更届（様式第3号）

- (2) 補助事業を休止、または廃止しようとする場合

事業辞退届（様式第4号）

（補助金の交付候補指定の取消等）

第8条 理事長は、補助金の交付候補指定を受けた中小企業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定取消等通知書（様式第5号）により当該補助金の交付の指定を受けた中小企業者に通知し、補助金の交付候補の指定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を休止、又は廃止した場合
- (2) 虚偽の申請及び報告を行った場合
- (3) その他、この要綱の規定に違反した場合

（交付申請と実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して、公社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）した日から30日以内、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

- 3 補助事業者は、補助金交付申請と実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

- 4 ベトナム商談会が出展規約に基づき「開催中止」となった場合は、補助事業者はその事実を実績報告に代えて報告する。その際、出展規約に則り、主催者からの払い戻しを得

られず補助事業者が負担する出展料については、補助対象経費とする。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第10条 公社は、前条により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認められた場合は、予算の範囲内において交付の決定及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼補助金額の確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 公社は、交付の決定にあたっては、第6条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 公社は、第6条第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行う。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いを受けようとする者は、補助金交付決定通知書兼補助金額の確定通知書(様式第7号)を受領した日から起算して5日以内に、請求書(様式第8号)を公社に提出しなければならない。公社は、提出された請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(調査の受諾)

第12条 補助事業の適正を期すために、補助金の交付を受けた者は、補助事業終了後5年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じることを受諾するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は取引振興部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

別表 1

補助対象経費

項目	内訳	備考
ベトナム商談会出展費	・ 出展料 標準ブース 1 コマ分。 追加展示備品・装飾費等は 含まない。	共催枠等への出展により、出展料が割引になるものは、ブース 1 コマ分の出展料実費を補助対象経費とする。

- 上記補助対象経費は、ベトナム商談会の出展者募集開始からベトナム商談会の出展完了までの期間に発生したものとする。
- ベトナム商談会が出展規約に基づき「開催中止」となった場合においても、補助事業者が負担する出展料については、補助対象経費とする。
- 補助対象経費の支払いが日本円以外の通貨によるときは、当該経費を日本円に換算した額を補助対象経費とみなす。
- 換算レートは、主催者から出展者への出展料請求日の前月末におけるレートを適用する。
- 海外送金に係る送金手数料は、補助対象経費外とする。

様式第 1 号

補助金交付候補指定申請書

令和 年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男 様

所在地
名称
代表者 印

令和 2 年度において埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助金交付候補の指定について、同要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) ベトナム商談会出展事業計画書
- (2) 最新の決算書 (写し)
- (3) 会社案内
- (4) 第 3 条に規定する「出展主体が海外子会社等である場合」については、
本補助金交付の申請主体である日本国内事務所との関係性を明示する書類等
- (5) その他 必要に応じて公社から提出要請のあるもの

ベトナム商談会出展事業計画書

1 申請者の概要

社名		所在地	
代表者	職・氏名		
創業	年 月 日	資本金	万円 従業員 人
取扱い製品名 又は加工内容			
決算	決算期	売上高	経常利益
2期前	年 月 ～ 年 月	千円	千円
1期前	年 月 ～ 年 月	千円	千円
当期予想	年 月 ～ 年 月	千円	千円
ベトナム及び 他国における 主な受注実 績、取引先	取引先名 (所在地)	製品名又は加工内容	売上割合
ベトナムにお ける活動状況	『ベトナム商談会』に出展申込み (済み・予定) (申込日または申込予定日)		
	過去にベトナムでの展示会・商談会への出展経験が (ある・ない) (「ある」の場合) 具体的には		
	現地拠点を有して (いる・いない) (拠点名及び所在地)		
	(上記「いない」の場合) 現地拠点の設立を検討して (いる・いない) (生産・販売等の別について記述)		
補助金の受領 状況(誓約)	【誓約】 この度の『ベトナム商談会』出展について、 <u>国や国の関係機関の他の補助金交付を受けていません (はい・いいえ)</u>		
公社利用状況	これまでに埼玉県産業振興公社の利用が (ある・ない) (「ある」の場合) 具体的には		
担当者及び 連絡先	職・氏名： 電話番号： E-メール：		

2 事業計画等の概要

(1) 事業の目的
(2) 事業を行うための実施体制、及び出展後のフォローアップ計画
(3) 過去のベトナム及び他国における海外展開に関する具体的な取組等
(4) 出品する技術・製品・サービス等の他と比較した優位性
(5) 事業実施後に想定される効果（ベトナム市場参入・海外展開の進展等）
(6) その他
※過去に国または県より海外支援に関する補助金を受領している場合は、時期・補助内容・金額を記載ください。

3 事業に要する経費内訳

(単位：円)

	支出科目 (経費区分)	補助事業に 要する経費	補助対象経費
支出 済 経 費			
	小 計		
支出 予 定 経 費			
	小 計		
	合 計		

埼産振第 号
令和 年 月 日

交付候補指定結果通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助金交付要綱第6条の規定による交付候補指定申請について、指定を行ったことを通知します。

埼産振第 号
令和 年 月 日

交付候補指定結果通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助金交付要綱第6条の規定による交付候補指定申請について、審査会の結果、誠に遺憾ながら、交付候補の指定に至らなかったことを通知します。

様式第3号

事業変更届

令和 年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男 様

所在地
名称
代表者
印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金交付候補の指定を受けた埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助事業の内容等を変更したいので、同要綱第7条の規定により届出します。

1. 変更内容

2. 変更理由

様式第4号

事業辞退届

令和 年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男 様

所在地
名称
代表者
印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金交付候補の指定を受けた埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助事業を辞退したいので、同要綱第7条の規定により届出します。

1. 辞退理由

2. 今後の見通し

様式第5号

埼産振第 号
令和 年 月 日

指定取消等通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金交付候補の指定をした埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助事業について、同要綱第8条の規定に基づき指定を取り消したので通知します。

指定取消事由

様式第 6 号

補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男 様

所在地
名称
代表者 印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金交付候補の指定を受けた埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助事業が完了し補助金の交付を受けたいので、同要綱第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業内容	
実施日	年 月 日
交付申請額	

(注) 交付申請額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて記入してください。

1 補助事業の経過

(1) 補助事業の担当者

氏名

職名

所属

(2) 実施場所

(3) 補助事業の期間

開始 令和 年 月 日

終了 令和 年 月 日

(4) 補助事業の実績

2 補助事業の成果

(1) 補助事業の成果

(2) 今後の課題

別紙2

1 支払明細表

(単位：円)

支出科目 (経費区分)	補助事業に 要する経費	補助対象経費
合計		

2 添付書類

- ・事業に要した経費の支出を証する書類の写し
支払いの証憑は原則、銀行振込受領書とする。

補助金交付決定通知書兼補助金額の確定通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男

令和 年 月 日付けで提出のあった埼玉県産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助金交付申請書兼実績報告書を検査した結果、次のとおり補助金を交付することを確定したので、同要綱第10条の規定に基づき通知します。

補助金交付確定額	
減額理由 (減額した場合のみ)	

請 求 書

金 円也

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金交付の確定を受けた埼玉県
産業振興公社ベトナム商談会出展支援補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長 神田 文男 様

所在地
名 称
代表者 印

(振込先)

金融機関	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	